

「管財人による不当労働行為事件」東京高裁判決について(声明)

東京高裁(第14民事部 須藤典明裁判長)は本日、2014年8月28日の東京地裁判決を支持し、東京都労働委員会の救済命令取り消しを求めた日本航空の請求を棄却する判決を下しました。この救済命令は、日本航空の更生管財人であった株式会社企業再生支援機構のディレクターらが日本航空乗員組合(JFU)ならびに日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)の両組合に対して行った発言が、労働組合の運営に対する支配介入の不当労働行為(労働組合法第7条3項違反)に該当する、として出されたものです。

2010年11月16日、整理解雇に関する労使協議の場において、企業再生支援機構の飯塚ディレクター及び加藤管財人代理が「整理解雇を争点とする争議権が確立した場合、それが撤回されるまで更生計画案で予定されている3,500億円の出資をすることができない」と発言し、争議権投票に介入しました。その後、日本航空は両組合からの解雇回避提案を受け入れず、2010年12月31日に整理解雇を強行しました。

本日、地裁に続いて高裁が再び不当労働行為を認定し、管財人を断罪する判決を出しました。これにより、公明正大であるべき更生管財人による、あってはならない違法行為を背景に、2010年の整理解雇が行われていたことが明らかになりました。

両組合はこの事件と解雇事件について、国際労働機関(ILO)に第87号(結社の自由及び団結権反故条約)・98号条約(団結権及び団体交渉権条約)違反があったとして、2011年3月23日に申立を行ないました。ILOは調査の結果、2012年6月15日にILO第1次勧告を、さらに翌13年10月31日にはフォローアップ見解(第2次勧告)を出しました。

両組合と、この不当労働行為を背景に解雇された運航乗務員と客室乗務員は、日本航空に解雇撤回・職場復帰を求めています。ILO勧告が職場復帰に向けた協議を促しているにもかかわらず、日本航空は未だ実質的に協議に応じていません。私たちは、日本航空が損なわれた労使間の信頼関係を再構築し、職場復帰に向けた労使協議を開催し、解雇に関する争議をすみやかに解決することを強く求めます。

2015年6月18日

日本航空乗員組合

日本航空キャビンクルーユニオン